## 青根公民館 施設使用料(平成30年6月1日より)

時間	午前	午	後	夜	間
施設名称	午前9時~正午	午後1時~午後3時	午後3時~午後5時	午後6時~午後8時	午後8時~午後10時
中会議室	¥600	¥400	¥400	¥400	¥400
小会議室	¥300	¥200	¥200	¥200	¥200

## ◇使用料の免除について

- (1)公民館が主催、または共催する事業のために利用するとき。
- (2)市内の地域自治振興、教育振興または社会福祉振興に関する公益性が高いと認められる活動を行うことを目的とする団体がその目的のために利用するとき。
- (3)公民館が主催、または共催する事業を契機に設立された団体が利用するとき。
- ※(2)は市公式ホームページから対象団体を確認してください。 ※(3)は免除期間が限定されます。

## ◇免除の手続き

初回の施設利用申請の際に「相模原市立公民館使用料免除申請書」を合わせてご提出ください。 2回目以降の利用は、施設利用承認申請書にて免除申請を行ってください。